私はこんな本を読みましたin2021

相変わらずのコロナ禍ですね。この会報が発行される頃には治まっているのでしょうか。こういう時代をやり過ごすには、やはり読書でしょう。そこで今年も去年に引き続き、書評なんておこがましい内容ではありませんが、こんな本に魅せられました・こんな本をお勧めしますという乗りで、読書感想文を掲載致します。

それだけでは心許ないので、去年の金澤茂会員に引き続き、浅石紘爾会員には滋味溢れる重厚なエッセイをとお願いし、ここに巻頭を飾ることとなった次第です。

ある核科学者の証言と遺言
―市民科学者高木仁三郎さんの思い出―

浅　石　紘　爾

1．はじめに

(1)　寄稿のいきさつ

会報編集委員会から、寄稿を頼まれましたが、非力と多忙（とは言っても核燃訴訟と反対運動だけ）を理由にことわったところ、遺言を書くと思って執筆してみてはと変な説得をされました。

編集委員会のメンバーの有能さと熱心さ、他方で口さがないこともわかっていましたので、協力せざるを得ないと決めたものの、題材捜しではたと困ってしまいました。そこで思いついたのが、核燃阻止運動でお世話になった高木仁三郎さんが最晩年に書かれた「証言」（核燃料サイクル施設の未来は）と「市民科学者として生きる」があることに気づきました。この２冊は私にかぎらず高木さんを敬愛する人たちにとってはまさに遺言として語り継がれている名著だったからです。

(2)　高木さんの紹介

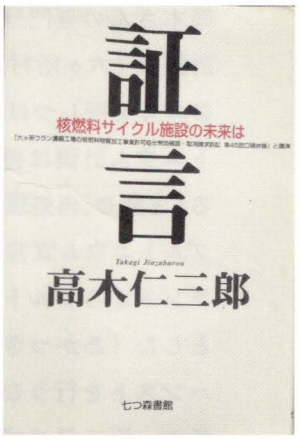

①「証言」という題名から、弁護士なら最初に想起するのは、刑事法廷で被告人の無罪を裏付ける決定的証言や反対尋問による逆転劇でしょう。

しかし、本書にはそういった物語的面白さはありません。原発と核燃の廃絶に半生を捧げた一人の科学者の思想と行動の記録です。

しかし、近い将来国の根幹であるエネルギー政策を転換させることになる証言という意味において、本書からは大いなる衝撃性を感じとっていただけるものと確信します。

証言の舞台は、青森地方裁判所で争われている核燃裁判です。証人は、高木仁三郎さんという核化学の専門家で、原子力資料情報室というＮＰＯの創立者です。私は、この裁判の代理人の一人であり、本書発行に関与した当事者としての体験と感想を述べてみたいと思います。

②「証言」について述べる前に、高木さんとはどんな人で、どんなことをやった人なのかを知ってもらわなければなりません。そのためには「証言」が発行される１年前に書かれた「市民科学者として生きる」をあわせて紹介します。

高木さんが核化学者として駆け抜けた時代は、激動の日々でした。

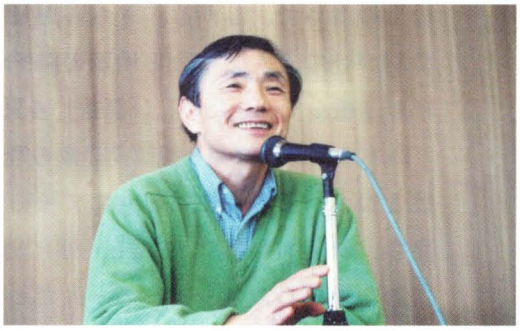

講演中の高木仁三郎さん

1961年東京大学理学部（化学科）を卒業後、東芝系の日本原子力事業に入社。1969年都立大助教授に転身、４年後に退職して、1975年原子力資料情報室を創設し、反原発運動に挺身。

助教授を辞任した理由について次のように述べています。

学園闘争や三里塚闘争の渦中にあって、当時の科学者や専門家は「学問とは何か、なぜそのポストにいるのか」という学生たちの問いかけには次のような三様の対応が示された。「1つは、専門家としての特権をすてる。第2は、体制内にとどまって矛盾を問う。第3は、体制内のポストを捨てた上で自前の科学（学問）・技術をめざす」。高木さんは第3の立場を選びました。

宮沢賢治に傾倒していた高木さんは、「象牙の塔の実験室の中ではなく、自らの社会生活そのものを実験室とし、放射能の前にオロオロする漁民や、ブルドーザーの前にナミダヲナガス農民の不安を共有するところから出発するしかないだろう。大学を出よう」と決意する。市民科学者の旅立である。専門性を持った科学者が狭いアカデミズムの枠を超えて市民の立場で行動する。「市民の目の高さで、しかし、きちっとした科学に基づいて、人間の命と地球の将来の問題に取り組んでいきたい」（「証言」4頁）。

高木さんが反原発・脱原発運動の理論的支柱となり、市民・住民と共にデモの先頭に立ち、ある時は現地で住民と一緒に語り合い、運動を指導したリーダーの一人だったことはいまさら言うまでもありません（「脱原発」とは、ドイツ由来の用語で電車やバスなどから降りること、すなわち「我々の乗っている原発社会という乗り場から降りようという表現」）。

しかし、その一方で、エネルギー政策は国家体制の根幹であり、原発は重要なベースロード（基幹）電源と位置付けられ、原子力産業は、我国の経済界の頂点に立つ独占資本企業である電力会社や主要産業である原発メーカーなどによって推進されています。

反原発を口にすることは、国策に異を唱える国賊であり、巨大資本の利権を損ねる不逞の輩とみなされるのを覚悟しなければなりません。本書には高木さんに対する数々の嫌がらせ、妨害、脅迫、誘惑例も紹介されています。

私は高木さんの徹底した反権力の姿勢は、弁護士に求められる在野精神と思想的共通性を有しており、私たちは高木さんに対する全幅の信頼のもとに反対運動を継続してきました。

六ヶ所再処理工場は、化学プラントと核プラントの2つの特性を具有した極めて危険な施設です。まさに核化学研究者である高木さんの専門分野でした。文中で再処理計画は「六ヶ所村という“辺境”に全国の核のゴミを押しつける差別主義」「国家のプルトニウム計画は将来日本の核武装につながる」と断じ、再処理政策は放棄すべしとの「脱プルトニウム宣言」（1993年）を起草し、フランスからプルトニウムを海上輸送しようとした「あかつき丸」に抗議して3日間のハンストを行うなど、行動する科学者としての一面を見せてくれました。まさに、理論と実践を両立させた数少ない専門家でした。

私事になりますが、県弁護士会に登録した1974年当時、日本は石油危機で高度経済成長が終り、公害が深刻な社会問題となって、

私も日弁連の公害対策委員会（現在は公害対策・環境保全委員会）に所属して現地調査やシンポに参加したりして活動してきました。現在所属しているエネルギー・原子力部会には核燃の立地要請があった1980年代から40年以上在籍しています。

原子力施設の場合は公害とは言いません。災害と呼んでいます。それは事故が起きるとその被害が広域にわたり世代を超えて深刻な影響を与えるからです。

私は、このころから、弁護士の使命を全うしようと思えば通常の弁護士業務だけでなく社会運動にかかわる必要を感じ、平和・人権・環境の３つをキーワードと決めて、微力でもその実現活動に参加しなればと考えていました。むつ小川原開発に関連した漁業補償を違法として県知事相手に損害賠償を求める住民訴訟を提起したり、核燃訴訟の原告（住民）代理人となり、原告団代表として市民運動を続けています。長い苦しい闘いですが、自分の信条を貫いているという充実感が支えとなっています。

専門的知識を生かしつつ、その枠を超えて市民弁護士として活動している仲間はたくさんいますが、「市民科学者」高木仁三郎は、俗人である私にとっては到底到達できない「さとり」の領域の存在と思えてなりません。

２．高木さんの理想論

「市民科学者」の終章「希望をつなぐ」の中で高木さんは、次のような理想論を展開しています。

① 人と人・人と自然が相互に抑圧的でないような社会であること（共生社会）

② 平和な暮らしが保障されること

③ 公正な社会である

④ このような世界が持続可能的に保障されること

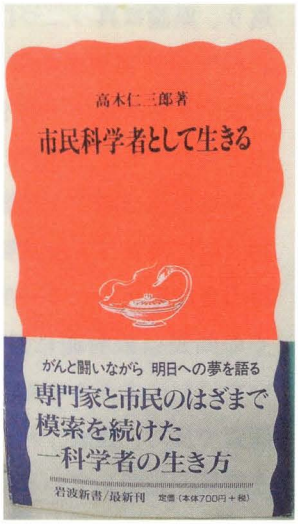

この理想論からすれば、核技術とその商業化、武装化に対する批判、具体的には六ヶ所の核燃・再処理の白紙撤回要求は当然の帰結でした。

史上最悪の迷惑施設である核燃を引き受けてしまった青森県民にとって、高木さんの理想主義は難破船を導く羅針盤であり、高木さんなきあともその理想はめんめんとして受け継がれています。

しかし、核燃立地後、ＭＯＸ燃料加工工場が追加立地し、東通村には原発２基が立地（１号機は停止中、２号機は未着工）、むつ市には使用済燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）が完成、低レベル廃棄物の最終処分場の増設など青森県は核施設の集中立地の様相を深めています。他方で海外（英仏）から返還された高レベルガラス固化体の搬出期限はあと３年から23年しか残っていないのに最終処分地は候補地すらも決まっておらず、私たちは青森県がこのまま事実上の最終処分地になることを覚悟しなければなりません。高木さんの遺志は、私たちに重くのしかかっていますが、青森県がかかえる不条理は必ずや全国民の理解と反対によって、近い将来、高木さんが希求した「平和な暮らし」が訪れるものと確信しています。

3．高木さんとの出会い

核燃料サイクルの六ヶ所村立地が決まったのは、今から37年前の1985年４月でした。立地を巡り、県論は真っ二つに分かれたものの、当時の北村知事は電事連の要請からわずか９か月後県議会全員協議会の了解をとりつけ、青森県が原子力と共存する道を選択しました。

立地要請当時は、核燃の何たるか、放射性廃棄物（特に高レベル廃棄物）に対する知識や関心を持つ者は県民のごく一部に限られていました。多くの県民は放射能に対する漠然とした不安を抱いていたにすぎません。このことは、当時の意識調査で反対、賛成、わからないが各３分の１という結果が証明しています。知事の核燃受け入れは県民の民意を無視した決定であったことから、県政史上類を見ない反対と抗議の声が上がり、知事と県議会の多数を占める自民党の支持基盤である農業者が反旗をひるがえし「百姓（農民）一揆」と自称して反対運動に立ち上がり、県弁護士会も反対の意思を表明するなど全県的運動に発展していきました。

核燃の立地要請がなされるまで、県民は原子力船むつの放射線漏れ事故を経験していたものの、核燃とりわけ再処理については殆ど知識がありませんでした。反対運動は理論武装の必要に迫られ、多くの専門家の助力と協力を求めました。その先陣を切って青森入りをしてくれたのが高木さんでした。

ご自身は、「市民科学者」の文中では、謙遜して「話し下手」と自己採点して次のように述べておられます。「話しが難しい。大学の授業のようにまわりくどい理屈を説明したがる。面白みがない、人の心に訴えるものがない」

再処理とか原発の話は聞く方は全くの素人であり、「話し下手」の結果責任の大半は私たちの側にあったのです。しかし、「人の心に訴えない」という点は全くの誤解と言わざるを得ません。「皆さんの故郷を核燃の恐怖から守ろう。放射能に汚染されないきれいな青森を次世代に残そう」という訴えは、私たちの心に染み入るものでした。

長い時間がかかりましたが、今や脱原発や再生可能エネルギーの促進は圧倒的世論を形成しています。福島原発事故という悲惨な出来事が引き金となったとはいえ、高木さんの孤立を恐れない前述した理想と反原子力の志に基づいた精力的な行動が国民大衆の心を揺さぶり、日本のエネルギー政策転換の原動力となったのです。私自身、高木さんから学習会、講演会などを通じて原子力に関する専門の知識と情報を学ばせてもらいました。この蓄積が30数年以上にわたる長期の核燃訴訟や反対運動の力の源泉となっているのです。

1998年５月24日、青森県で会史上初めての日弁連定期総会が開催され、私は、地元会会長として、総会決議の取りまとめなどに奔走し、念願の核燃反対決議をあげることができました。忘れることができない貴重な体験でした。

4．裁判闘争へ

核燃の白紙撤回闘争は、知事選を天王山と位置づけ、金澤茂弁護士を擁立して戦いましたが、慎重派を装った立候補者による反対票の分断が災

日本原燃ホームページより

いし、反核燃知事の誕生は叶いませんでした。

政治闘争の敗北を機に、1988年８月私たちは核燃サイクル阻止１万人訴訟原告団を結成して、司法の場で核燃の白紙撤回（許可取消訴訟）を獲ちとる裁判闘争を開始しました。

創設発起人を代表して、私は高木さんに原告団設立の報告と今後の指導を仰ぐべく、当時上野駅の近くに事務所を構えていた原子力資料情報室を訪ねました。高木さんが裁判闘争の難しさを話されて激励と協力の言葉をかけて下さったことを思い出します。

裁判となると、再処理技術の専門的知識の習得なしに訴状や準備書面の作成、証人尋問はできません。再処理は勿論のこと原発についても素人同然の私は上京して弁護団と一緒に高木さんの学習会に参加して勉強しました。門前の小僧習わぬ経を読むのたとえは再処理の廃止措置がなされるまで続いてゆくことでしょう。

核燃裁判とは、ウラン濃縮工場、低レベル廃棄物最終処分場、高レベル廃棄物一時貯蔵施設の事業許可、再処理事業指定取消の行政訴訟を指します。1989年から1993年までの間に提起され、現在再処理と高レベルの審理が係属中です。

再処理工場は核燃料サイクル施設の中核的存在でしたが、裁判は提訴の順番に従って進行し、トップバッターであるウラン濃縮工場の争点整理後、被告国側の証人尋問が終り、原告側証人調べがほぼ終わりかけた時期に、私たちに思いもかけない朗報がもたらされました。

５．高木証人の採用

高木さんは、核燃料サイクル問題の第１人者でしたから、当然再処理裁判の証人になってもらう予定でした。1999年１月頃、私は高木さんに証人依頼をしました。しかしこのころ高木さんは大腸がん手術後でとても証人依頼できる状況にはなかったのですが、万に一つの幸運を期待して無理を承知でお願いしたところ、やはり現状では法廷への出頭は無理だとのお返事で諦めざるをえませんでした。高木さんの症状はその後も改善せず逆にがんが全身に転移し、苦しい闘病生活が続いていました。

それから10か月後、核燃裁判の代理人である海渡雄一弁護士から思いがけない連絡を受けました。「高木先生が証人を承諾してくれました」。この時のやり取り、高木さんが青森で証言台に立つ決意をされた直接の動機について、高木さんは「証言」の講演録の中で次のように述べられています。

「ＪＯＣ事故（1999年９月、東海村のＪＯＣという核燃料加工場で発生した臨界事故）を防ぎ得なかったことの反省と事故原因の究明を自分の命ある限り発言し続けるのは自分の役割であると思い直した」、「病状からして、私に残されたチャンスは多くないと思った。いま証言しなければ、それで一生できないだろう。青森で証言できないでは、それこそ末代まで悔いが残る。命を縮めることになってもよいから、証言しようと思った」（まえがきより）

「ライト・ライブリット賞（環境、平和、人権の分野で「もうひとつのノーベル賞」と呼ばれている）の受賞祝をしてくれた青森の人たちにお返しをしなければと思っていた」

「証言」のまえがきで高木さんが書いているように、証人採用決定までには多少の紆余曲折がありました。それもそのはず、尋問事項はウラン濃縮に限らず、核燃料サイクル全般、特に再処理工場の危険性に焦点をあてたものだったから

です。弁護団としてはこの証人調書を来るべき再処理訴訟の証拠にする予定でした。被告からは立証事項の範囲について釈明が出されましたが、裁判所は高木証人の病状や証言の代替性の無さ（日本の学者の中で核燃全般を証言できる証人は高木さんをおいてほかに誰もいなかったと言っても過言ではなかったからです）などに理解を示してくれ異例の証人採用決定となりました。

6．証人尋問

証人尋問は2000年４月28日午前10時から午後４時30分まで途中１時間の休廷をはさんで５時間半にわたって行われました。

尋問事項の多さと専門性を考えれば、反対尋問期日を含め、３回廷を予定してもおかしくないところでしたが、証人の病状を慮り１回廷で終了しました。長丁場でしたが、打合せどおりの尋問を終えることができました。証言する方は大変な苦労があったと思います。限られた短い時間内で難しい事故論をわかりやすくまとめなければならなかったからです。

この点について高木さんは「証言」のまえがきで、「この特例的な法廷が実現するに際しては、青森地方裁判所、そして被告の国側にもいろいろな無理を聞いてもらった。裁判官、被告代理人とも私の健康に気を使って下さったことがよく伝わった」、と感謝の意を表しています。被告国に塩を送るところなどいかにも高木さんの善意な人柄が偲ばれます。

講演録で証言までの準備のご苦労について披歴されていますが、膨大な資料の検討作業、証言用の意見書の作成、弁護団との打ち合わせなどを含めると心身の消耗はいかばかりであったかと、ただただ感謝の一言につきます。

「病院のベッドに横になっていても気になる。『ああ、六ヶ所はどうなっちゃうのかなぁ』とか、『どのくらい進行しているのかなぁ』とか、『運動はどうなってるだろう』とか、すごく気になるんですよね。だからやっぱり私はこの問題から逃れられないんだろうな、と思いました。」

病床にあっても青森のことが頭から離れず呻吟する様子からは、高木さんの使命感と責任感、住民への深い愛情がひしひしと伝わってきます。

この証言は2011年３月の福島原発事故の約１年半前に行われました。

この事故は、巨大地震（Ｍ９）と大津波（14.5m）により外部電源と非常用電源が破壊されて、全電源喪失の事態が起こり、水素爆発による建屋の破壊とメルトダウンという破滅的事故でした。

高木さんは、「証言」の中で、前述したＪＯＣ事故やもんじゅナトリウム漏洩火災事故、東海再処理工場でのアスファルト固化施設の火災事故を引用して、事故は「初歩的なミスと無知が根底にある」、更に、「設計、工程検討の基本的欠陥と安全審査の不適格さ、安全審査における事故想定の不適格さ」にあると指摘しています。

高木さんが福島事故を経験されていたら、「証言」の内容はどのようになっていたでしょうか。予言が現実のものとなったことへの怒りと悲憤、後述する希望を打ち砕かれたことへの悔恨と自省。高木さんの天上からの悲痛な叫びが聞こえてくるようです。

7．講演会

尋問を終えて裁判所から三沢へ向かう車中、高木さんは精も根も尽き果てた様子でシートに持たれてほとんど無言で眠っておられました。

そのまま三沢空港から帰京してもらってご自

宅でお休みくださいと声かけしたい衝動にかられました。しかし、三沢には高木さんの講演を待つ200人を超える聴衆が待っており、その願いが叶わぬことはわかっていました。

開会に先立ち、主催者を代表して私から前述した高木さんが命を削ってまで証言台に立つ決意をされた理由、高木さんが回復してまた青森を訪れるまで、留守を守って反核燃の闘いを続けてゆく決意を述べましたが、その願いが届くことはありませんでした。

演題は「私たちの運動と核燃の未来」。5時間を超える苛酷な尋問に耐えた人とは思えない語り口で、最後には「長い時間になってしまいましたが、私より皆さんの方がお疲れになったと思います」という温いユーモアを交えて講演を締め括られました。

この言葉と演台から降りられる高木さんのからだ全体からは、「やるだけのことはやった」という達成感と安堵感がにじみ出ていたように思えました。

高木さんはこの講演から5か月後、「証言」の発行を待たずに帰らぬ人となりました。

8．残された者の責務

核燃4施設は完成し、再処理も試運転が行われ、県民の中にはこれ以上反対しても仕方ないというあきらめの気持ちが広がり、闘いの長期化と高齢化から、反対運動の低調化はゆがめません。

しかし、核燃の危険や必要性がなくなった訳ではありません。

高木さんは「市民科学者」の「あきらめから希望へ」の章で次のように述べています。

「安全で自由な暮らしと未来に対する人間としての当然の希望、そのために努力したいという基本的な意欲は、誰でも持っているのに、あきらめの浸透が希望を抑え込んでしまっているのだ。そうであるならば、私たちはあきらめからの脱出、すなわち希望を、単に個人個人に期待するだけでなく、人々の心の中に積極的にその種を播き、皆で協力し合って育てていくものとしてとらえ直す必要がある。それを、「希望の組織化」と呼びたい。」

講演の中でも、この本は「あえて遺言を書くつもりで書いた」という反面で「本を書くなかで自分としてはこれは遺言なんかではないんだと思うようになっていた。もう一回、自分でちゃんと新しい21世紀に向けて新しいメッセージを発する。新しいスタートにしなくてはいけない。と思うようになっていた。そういうものとして、私は“希望”という言葉に力を込めてこの本を書いたんです」と述懐しておられます。高木さんとは短い交流でしたが、高木さんの言葉と行動は危機と困難に直面する私たちに勇気と希望を与えてくれました。

夜明け前の闇は深いけれど、明けない夜はありません。命を削って残された高木さんの遺言と志を引き継ぐことが私たちの責務と胸に刻んで日々運動に取り組んでいこうと思います。

9．おわりに

気心が知れた口の悪い同僚弁護士から、前記のように遺言を書くつもりでという口車に乗せられてしまいましたが、本人はこの遺言を遺言執行者の手に委ねる気は当分ありません。

六ヶ所再処理、核燃サイクル政策は今や八方塞がりの中で断末魔の破綻状態です。再処理の息の根を止め、高木さんが希望を託した脱原発とプルトニウム社会の終焉をこの目で確認するまでは私の遺言書を開封させる訳にはいきません。

故米内山義一郎さんは、「余生を楽しむなどという言葉は使ってはいけない。人間には『余った生命』なんかない。今を大切に精一杯生きることが大事なことだ」と諭されていました。私もこの教えに従って余生を大事にしたいと思う今日この頃です。

長々と書いてきましたが、高木さんの思い出というよりは、私の決意表明みたいになってしまい反省していますが、この拙文を通じて原子力のこと、反核運動の厳しさを少しでもわかってもらえれば望外の喜びです。

文献紹介

証言　核燃料サイクル施設の未来は
著　者　高木仁三郎
発行所　七つ森書館

市民科学者として生きる
著　者　高木仁三郎
発行所　㈱岩波書店
（岩波新書）

参考文献

下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判
著　者　高木仁三郎外
発行所　七つ森書館

青森県弁護士会会報　第26号

発　行　日　2022年３月31日
発　行　者　青森県弁護士会
会長　竹中　　孝
青森県青森市長島1-3-1
TEL　017-777-7285
FAX　017-722-3181

会報編集委員会
委 員 長　三上　雅通
委　　員　小田切　達／葛西　　聡／米山　達三
竹本　真紀／清水　和秀／小野　晶子
寺田　　悠／葛西　洋輔

印　　刷　有限会社小野印刷所
青森県弘前市富田町52